十一　銀行代理業者名　宇留野勝江
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県常陸大宮市小野八百九十一番地の四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年八月三十一日

十二　銀行代理業者名　後藤　仁
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県富士市神谷五百八十八番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月二十五日

十三　銀行代理業者名　須田　節二
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県美濃市生櫛千六百十四番地百一
許可年月日　平成十九年十月一日
株所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年八月三日

十四　銀行代理業者名　深津　道典
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県豊田市井上町六丁目百六十番地三十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年九月一日

十五　銀行代理業者名　市川　均
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県篠山市東岡屋字桑ノ木ノ坪百四十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年九月十六日

十六　銀行代理業者名　則清　文江
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県尾道市御調町大塔五百三十番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月三十日

十七　銀行代理業者名　山田　孝徳
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県出雲市今市町五百五十五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月三十日

十八　銀行代理業者名　水本　博子
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県邑智郡美郷町別府百六十七番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月三十日

十九　銀行代理業者名　三上　洋典
主たる営業所又は事務所の所在地　山口県美祢市伊佐町奥万倉二千五百三十四番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年六月三十日

二十　銀行代理業者名　野﨑ヒサ子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県葦北郡津奈木町大字福浜四千百二十五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年七月一日

二十一　銀行代理業者名　**楠**占　順子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県指宿市開聞上野千九百番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年七月一日

二十二　銀行代理業者名　別府　和子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県南九州市頴娃町上別府三千百五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十一年七月二十一日

○金融庁厚生労働省告示第六号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失ったので、労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　長妻　昭

一　許可番号　関東財務局長（労金代）第二号
基勤第〇七〇三〇〇五号
労働金庫代理業者名　佐々木唯信
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県高萩市大和町一丁目六番
許可年月日　平成十八年七月十九日
所属労働金庫の商号　中央労働金庫
失効年月日　平成二十一年八月三十一日

二　許可番号　関東財務局長（労金代）第四号
基勤第〇七〇三〇〇六号
労働金庫代理業者名　大髙　典彦
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県那珂郡東海村舟石川駅東四丁目七番二十三
許可年月日　平成十八年七月十九日
所属労働金庫の商号　中央労働金庫
失効年月日　平成二十一年八月三十一日

○外務省告示第五百四十号

平成二十一年一月二十日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定についてそれぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十一年十一月十九日にバンダルスリブガワンで行われた。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十一年十二月十九日に効力を生ずる。

平成二十一年十一月二十日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第四百七十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭